

対象となる教育訓練

a 事業外教育訓練

社外の教育訓練機関（次に掲げる施設）に受講料を支払い受講させる教育訓練

1	公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する職業訓練を行う施設
2	補助金の支給を受けようとする事業主以外の事業主・事業主団体の設置する施設
3	学校教育法による大学等
4	各種学校等（学校教育法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校、これと同程度の水準の教育訓練を行うことのできるもの）
5	その他職業に関する知識、技能、技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設

b 事業内教育訓練

自社で企画・主催・運営し、集合形式により行われる教育訓練

（部外講師の活用や社外の場所で実施される訓練も可）

1	次のいずれかの要件を満たす社外より招へいする部外講師により行われる教育訓練 <ul style="list-style-type: none">「a 事業外訓練」の1、3または4（学校教育法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校に限る。）の施設に所属する指導員等当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る1級の技能検定に合格した者当該教育訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識もしくは技能を有する指導員または講師（当該分野の職務にかかる指導員・講師経験が3年以上の者）当該職教育訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識もしくは技能を有する指導員または講師（当該分野の職務にかかる実務経験（講師経験は含まない）が10年以上の者）
2	次のいずれかの要件を満たす自社従業員である部内講師により行われる教育訓練 <ul style="list-style-type: none">当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る1級の技能検定に合格した者当該教育訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識もしくは技能を有する指導員または講師（当該分野の職務にかかる実務経験（講師経験は含まない）が10年以上の者）

※ 講師が部内講師の場合、訓練等実施日における講師の出勤状況・出退勤時刻を確認できるものに限り、

※ 自社内で教育訓練を実施する場合は、通常の事業活動と区別して実施していることを審査の際に確認します。